

## 第4章 目標達成のための具体的な施策

【一】：一般廃棄物に関する施策

【産】：産業廃棄物に関する施策

【共】：一般廃棄物・産業廃棄物に共通する施策

### <テーマ1> 廃棄物の排出量を減らす

本県では、県民の日常生活から発生した生活系一般廃棄物の排出量及び「県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量」は、共に減少傾向にありますが、近年は減少傾向が鈍化しており、また、「県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量」は全国平均より多いなど、課題も残されています。

また、事業活動に伴い発生した事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、そもそも景気動向、企業立地の状況等により増減する傾向にあり、リーマンショック等の影響により一時的に減少したものの、その後は増加傾向にあります。

天然資源の消費抑制、最終処分量の削減等を図るためには、まずは廃棄物の排出量を減らすことが最も基本的かつ重要であることから、そのために必要な各種施策に取り組んでいきます。

#### (1) 廃棄物をできるだけ発生させない（発生抑制：リデュース）

##### 【施策1】 県民による発生抑制の取組の促進

（趣旨）廃棄物の排出量を減らすためには、まずは県民一人一人が廃棄物をできるだけ発生させないことが重要であることから、ごみ処理の有料化、食品ロスの削減のための取組等を進め、県民に対し、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図ることが重要です。

##### 〔具体的な取組〕

- ① ごみ処理の有料化は、廃棄物の排出量に応じた県民の負担の公平性確保のために必要であり、また、県民の意識改革による廃棄物の発生抑制及びそれに伴う廃棄物の処理コストの低減等の効果も期待されることから、ごみ処理有料化の実施市町村率について、まずは全国平均（25年度末現在で61.5%）並みに上昇させることを目指し、市町等に対する研修会の開催等を通じて、県内におけるごみ処理有料化の実施市町村数の増加を図ります。【一】
- ② 市町等、農政部及び保健福祉部等の関係機関と連携し、県民、食品関連事業者等に対し、食品ロスの削減のための普及啓発を行い、「もったいない」という意識の定着を図ります。  
【一】
- ③ 県民、市町等及び民間事業者に対し、マイバッグの使用及びレジ袋の削減等に関する普及啓発を行います。【一】

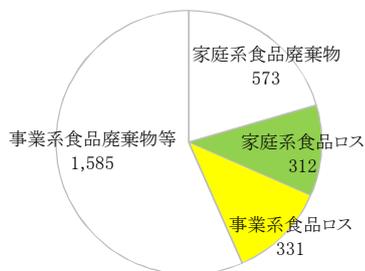
## コラム10 「食品ロス」とは？

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食べ物のことをいいます。

日本は、**食料自給率**（カロリーベース）が**約40%**（26年度）であり、多くを輸入に頼っていますが、1年間で、**約642万t**（24年度）もの「食品ロス」が発生していると推計されています。また、**宇都宮市**においては、家庭から出された**生ごみ**のうち、容器に入ったまま廃棄された食品が**半分**を占めているという調査結果も出ています。その一方で、**世界**に目を向けてみると、**約9人に1人**に当たる**約8億人**（2015年）が**飢餓**に苦しんでいる状況があります。

こうした中、国では、関係6府省庁が連携して「食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）」を展開し、消費者、事業者双方における「食品ロス」を減らすための取組を推進しています。

消費者側では適量の購入、賞味期限等に対する正しい理解、家庭における使い切り等、事業者側では賞味期限の延長、少量メニューの提示等に取り組み、消費者と事業者が「**もったいない**」という意識を共有し、「食品ロス」を減らしていくことが重要です。



全国における食品廃棄物の発生状況（24年度）〔単位：万t〕

※ 平成26年度食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握調査（農林水産省）及び平成26年度地方自治体における食品廃棄物等の再生利用等の取組実態調査（環境省）を加工



「食品ロス削減国民運動」ロゴマーク  
（愛称：ろすのん）

### 【施策2】排出事業者による発生抑制の取組の促進

（趣旨）事業活動に伴って発生する廃棄物の量は、景気動向、企業立地の状況等により増減する傾向にあることを踏まえた上で、排出事業者ができるだけ廃棄物を発生させないよう取組を進めることが重要です。

#### 【具体的な取組】

- ① 様々な業種における先進的な事例の紹介、エコアクション21、エコキーパー事業所等の環境マネジメント制度の周知等を通じて、排出事業者による発生抑制の取組を促進します。

#### 【共】

- ② 事業系一般廃棄物の処理手数料の適正化、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者に対する一般廃棄物の減量に関する計画の作成指示の活用等について、市町等に対する研修会の開催等を行います。【一】
- ③ 研修会の開催、廃棄物処理法に基づく減量等に関する計画の活用等を通じて、多量排出事業者等による発生抑制の取組を促進します。【産】

## (2) 物を繰り返し使う（再使用：リユース）

### 【施策】再使用の取組の促進

（趣旨）1度使用した物を繰り返し使用することにより廃棄物の排出量を減らす取組は、環境への負荷の低減を図る上で非常に有効であることから、リターナブル容器の利用促進等により、県民及び排出事業者に対し、物を繰り返し使用する意識の浸透を図ることが重要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 市町等に対し、リターナブル容器の利用及び分別、粗大ごみの修理及び修理後の製品の販売等、再使用に関する様々な取組事例の紹介等を行います。【一】
- ② 排出事業者に対し、オフィスにおける家具、パソコン、複写機等の再使用に関する普及啓発を行います。【共】

### コラム11 「リターナブル容器」とは？

「リターナブル容器」とは、洗浄等を行うことで繰り返し使用できる容器のことで、身近なところでは、牛乳瓶、ビール瓶等のリターナブル瓶、コーヒーショップ、ファストフード店等で使用されているリターナブルカップ等があります。これらを何度も繰り返し使用することは、「再使用」の取組の一つであり、廃棄物の排出量の削減、天然資源の消費の抑制等につながります。

こうした「リターナブル容器」による「再使用」の取組を進めていくためには、「リターナブル容器」の積極的な利用及びそれに対応したサービスの提供、「リターナブル容器」の使用後における分別等が必要となってきます。

最近では、ライフスタイル等の変化により、リターナブル瓶の使用量が減り、それに代わって1回の使用で廃棄する紙パック、ペットボトル等の使用量が増えています。身近な生活の中でリターナブル容器をどのように活用できるか、皆さんも一緒に考えてみませんか。



Rマーク（日本ガラスびん協会認定マーク）

## <テーマ2> 廃棄物を処理する

廃棄物が排出されれば、その処理が必要となりますが、本県における廃棄物の処理状況の特徴としては、排出された廃棄物のリサイクルの取組状況を測る再生利用率は一般廃棄物、産業廃棄物共におおむね横ばい傾向にあり、最終的に埋め立てられる廃棄物の量を意味する最終処分量は一般廃棄物、産業廃棄物共におおむね減少傾向にあることが挙げられます。

しかし、再生利用率については、算定に当たって、スーパーにおける牛乳パック、ペットボトル等の店頭回収のような自主的な取組によるリサイクル量等は反映されていないなど、この数値が本県におけるリサイクルの実態の全てを表すものとはいえません。

そのため、更なるリサイクルの促進を図るためには、これまでの量（数値）に着目した取組に加え、質（内容）に着目した取組が必要となってきます。ここでは、まずは、廃棄物をでき

るだけ分別した上で、原材料として再利用する（再生利用：マテリアルリサイクル）、再生利用ができない場合には、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、有効に利用する（熱回収：サーマルリサイクル）、熱回収もできない場合には、最終的に埋め立てる（最終処分）という優先順位を意識することが重要です。また、リサイクルを促進する上では、スーパーにおける店頭回収等のような自主的な取組も有益であることから、その実態を把握した上で、今後の具体的な取組に生かしていくことが必要となってきます。

その一方で、不法投棄等の不適正処理が行われないことも重要ですが、監視体制の強化等により、県内における新規 10t 以上の大規模な不法投棄の件数は、おおむね減少傾向にあります。ただし、小規模な不法投棄、建設系廃棄物の不適正保管、排出者による委託基準違反等の事例は散見されることから、市町等、県民、民間事業者等と連携し、実効的な不適正処理対策を進めていく必要があります。また、排出者責任が強化されてきたこれまでの廃棄物処理法の改正経過を踏まえ、排出者が優良な処理業者に処理を委託しやすい環境の整備を図るとともに、不適正処理がされた場合には、その処理を行った処理業者だけではなく、排出者に対しても、行政処分等により厳正に対処していくことが重要となってきます。

また、東日本大震災、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、竜巻等では、大量の災害廃棄物が発生しましたが、市町等では、災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制を整備しておく必要があります。

## 1 廃棄物をリサイクルする

### (1) 廃棄物を原材料として再利用する（再生利用：マテリアルリサイクル）

#### **【施策 1】 水平リサイクルをはじめとした再生利用の取組の促進**

(趣旨) 再生利用に取り組む際には、廃棄物をできるだけ分別した上で、まずは、使用済製品を原材料として再利用し、再び同一種類の製品に戻す（水平リサイクル）、それができない場合には、その品質に応じた製品を製造する（カスケードリサイクル）という優先順位を意識することが重要です。

その上で、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出抑制、最終処分量の削減等の効果を踏まえつつ、水平リサイクルについては技術開発の状況、カスケードリサイクルについては再生品の需要を考慮した上で、それぞれ取組の促進を図る必要があります。

#### **【具体的な取組】**

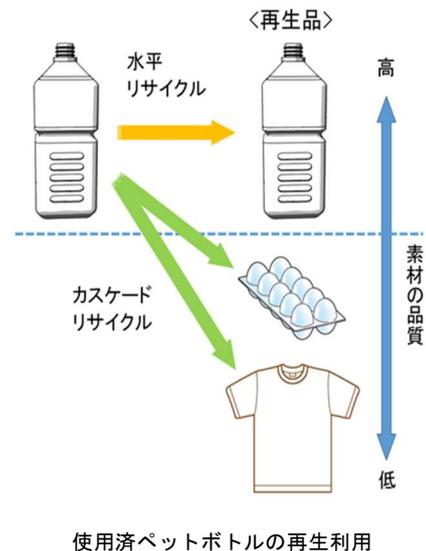
- ① 県民及び排出事業者に対し、様々な再生品の紹介等を通じて、廃棄物の分別、廃棄物に付着した汚れの除去等の必要性に関する普及啓発を行います。【共】
- ② 市町等のごみ処理施設における市町等と県との合同での展開検査の実施、それに伴う排出事業者に対する分別指導等を行うことで、事業系可燃ごみに含まれる資源物の分別の徹底を図ります。【一】
- ③ 「とちの環エコ製品」について、具体的な使用事例の紹介、市町等、関係団体等に対する利用の働きかけ等を通じて、需要の拡大を図るとともに、処理業者等に周知することで、認定件数の増加を図ります。【共】

- ④ スーパーにおける店頭回収等の自主的な取組の実態を把握した上で、市町等、処理業者等と連携し、資源物の多様な循環ルートの構築について検討を行います。【共】

### コラム12 「水平リサイクル」と「カスケードリサイクル」について

「水平リサイクル」とは、例えば、使用済ペットボトルを細かく砕き、洗浄等をした後、再びペットボトルに戻すなど、使用済製品を再生利用して、再び**元の製品**に戻すことをいいます。通常は再生利用の際の加熱処理等により素材の品質が劣化するため、元の製品に戻すことは技術的にとても難しく、全国的に「水平リサイクル」の取組はあまり進んでいませんが、**飲料用ペットボトル**の分野では、**県内の処理業者**の技術により、使用済ペットボトルのみを原材料とした「水平リサイクル」が**実用化**されています。

一方、「カスケードリサイクル」とは、例えば、使用済ペットボトルを原材料として再利用し、衣類、フィルム、各種容器等を製造するなど、素材の品質に応じて、使用済製品とは**異なる種類の製品**を製造することをいいます。

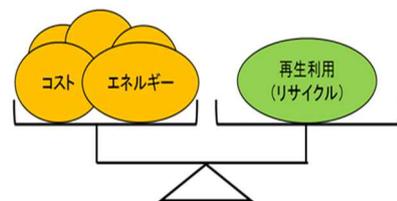


### コラム13 再生利用に当たっての留意点について

再生利用に当たっては、皆さん一人一人が物を廃棄する際に、プラスチック、ペットボトル、紙等の種類ごとに**分別**したり、**汚れ**を落としたりすることがとても重要です。こうした分別等がされない限り、廃棄物を再生利用することはできません。

こうして分別等がされた廃棄物が再生利用されることで、石油等の天然資源の消費を抑制することができるなど、環境への負荷を減らすことが期待できますが、再生利用に当たっては、通常の処理よりも多くの**エネルギー**が必要となるため、かえって通常の処理よりも環境への負荷が大きくなることもあり得ます。また、再生利用は、通常の処理よりも多くの**コスト**がかかり、再生利用後の製品が割高になりやすいため、その**製品の需要**がなければ、せっかく再生利用しても使われないといったことも考えられます。

そのため、廃棄物を再生利用する上では、エネルギーの観点も含めた環境への負荷の考慮、再生利用後の製品の需要の分析等をしっかりと行うことも重要となってきます。



### 【施策2】一連のリサイクルシステムの構築

(趣旨) 再生利用の促進に当たっては、廃棄物の排出から再生品の利用に至るまでの一連のリサイクルシステムの構築を図ることが重要です。

〔具体的な取組〕

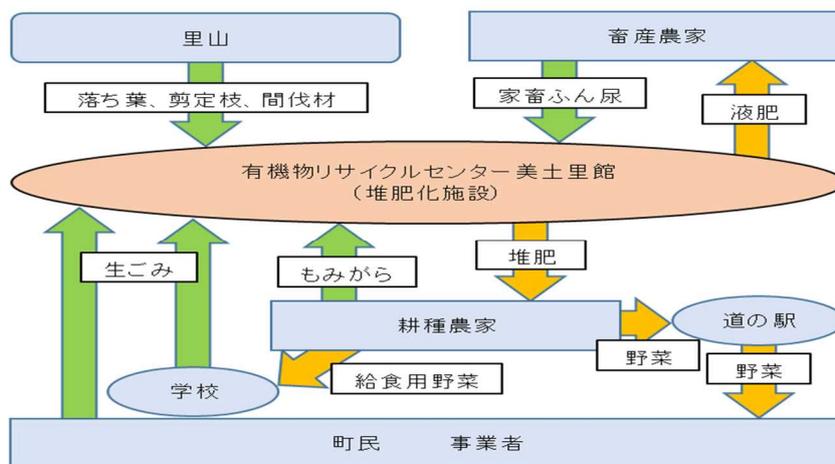
- ① 地域の実情、廃棄物の性質等に応じて一連のリサイクルシステムの構築の可能性を検証した上で、市町等、処理業者等と連携し、具体的な循環ルートの確保、原材料となる廃棄物の安定的な確保、再生品の需要の把握及び拡大等を図ります。【共】
- ② 既に具体的な循環ルートが法定されている容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等に基づくリサイクル制度について、県民及び排出事業者に対し、当該制度及びその対象品目、回収方法等に関する普及啓発を行い、回収量等の増大を図ります。【共】
- ③ 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画認定制度（食品リサイクルループ認定制度）及び登録再生利用事業者制度について、食品関連事業者に対し、当該制度に関する普及啓発、具体的な取組事例の紹介等を行い、当該制度の活用を図ります。【共】
- ④ ホームページ等において再生利用に取り組む処理業者及びその取り扱う品目等を公開することで、排出者が当該処理業者に処理を委託しやすい環境の整備を図ります。【共】
- ⑤ 処理業者に対し、廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度に関する普及啓発等を行い、当該制度の活用を図ります。【共】

コラム14 「地域循環圏」について

「地域循環圏」とは、それぞれの地域の特性や廃棄物の性質に応じて、地域で循環が可能な廃棄物は地域で循環させ、地域での循環が困難な廃棄物については循環の輪を広域化させていく考え方のことで、一連のリサイクルシステムづくりを進める上では、この「地域循環圏」の考え方がとても参考になります。

県内では、例えば、**茂木町**において、町内の**生ごみ**、**家畜ふん尿**等を堆肥化し、その**堆肥**を使用して**農作物等**を生産し、その農作物等は**学校給食**での利用、**道の駅**での販売等により**地産地消**が進められています。

県外では、食品関連事業者等から出された**食品廃棄物**を飼料化し、その**飼料**を使用して**畜産物**を生産し、販売している事例、家庭等から出された**使用済紙おむつ**を**パルプ**、**プラスチック**等に再生し、それらを原材料として**建設資材**、**固形燃料**、**土壤改良剤**等を製造し、販売している事例等もあります。



茂木町における生ごみ等の堆肥化の取組

## (2) 廃棄物の焼却等の際に発生するエネルギーを有効に利用する（熱回収等：サーマルリサイクル等）

### **【施策1】 周辺施設への熱供給等を念頭に置いた熱回収の取組の促進**

（趣旨） 廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを有効に利用するため、周辺施設への熱供給又は電力供給を念頭に、熱回収の取組の促進を図る必要があります。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 熱回収設備の導入及び高度化を図るため、市町等、処理業者等に対し、平時及び災害時における周辺施設への熱供給又は電力供給の重要性に関する普及啓発、先進的な取組事例の紹介等を行います。【共】
- ② 熱回収の取組がされないまま最終処分されている可燃性廃棄物の実態を分析した上で、市町等、処理業者等と連携し、当該可燃性廃棄物の有効利用について検討を行います。【共】

### **【施策2】 廃棄物系バイオマスの有効利用**

（趣旨） 更なるリサイクルの促進を図るため、地域の実情に応じて、廃棄物系バイオマスを有効に利用し、熱回収等の取組の促進を図ることが重要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 木くず、食品廃棄物、し尿汚泥、畜ふん等の地域において利用されていない廃棄物系バイオマスについて、市町等、民間事業者等に対し、有効利用のための具体的な取組事例の紹介等を行い、熱回収等の取組の促進を図ります。【共】
- ② 下水の処理工程で発生するバイオガスを利用した発電の取組を継続するとともに、下水汚泥の更なる有効利用の可能性について検討を行います。【産】

## 2 処理体制を確保し、廃棄物を確実に処理する

### **【施策1】 市町等における一般廃棄物の処理体制の充実**

（趣旨） 一般廃棄物の処理に当たっては、市町等において、処理コストの低減等による効率化を図りつつ、体制を充実させることが重要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 市町等における一般廃棄物に関する施策の計画的な推進のための研修会、市町等において対応が困難な事例に関する意見交換会等の開催、市町等が民間の処理施設における一般廃棄物の処理の実態を把握するための支援等を通じて、市町等における処理体制の充実を図ります。【一】
- ② 市町等の処理施設では処理が困難な一般廃棄物に関し、市町等と共に、県内の民間の一般廃棄物処理施設における処理、県内の産業廃棄物処理施設の活用等の可能性について検討を行います。【一】
- ③ 在宅医療廃棄物の処理について、市町等に対し、その統括的な責任を改めて認識してもらうとともに、医療機関との連携の強化を図るよう、働きかけを行います。【一】
- ④ 今後想定される更なる人口減少及び高齢化の進行、世帯形態の変化等を踏まえ、市町等

と共に、その際に必要となる処理体制の確保等について検討を行います。【一】

### **【施策2】 排出者及び処理業者の責任内容に応じた廃棄物の処理の徹底**

(趣旨) 排出者責任が強化されてきたこれまでの廃棄物処理法の改正経過を踏まえ、廃棄物の排出から最終処分までの各過程において、排出者及び処理業者が負うべき責任の内容に応じた廃棄物の処理を徹底する必要があります。

#### **【具体的な取組】**

- ① 研修会の開催等を通じて、排出者及び処理業者による廃棄物の分別、委託基準及び処理基準の遵守等の徹底を図ります。【共】
- ② 処理業者に対し、電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度等について普及啓発を行うとともに、ホームページ等において優良認定を受けた産業廃棄物処理業者及びその取り扱う品目等を公開します。【産】
- ③ 排出事業者に対し、廃棄物の排出から最終処分に至るまで責任を負うことについて普及啓発を行うとともに、ホームページ等において優良認定を受けた産業廃棄物処理業者及びその取り扱う品目等を公開することで、排出事業者が優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しやすい環境の整備を図ります。【産】
- ④ 不適正処理がされた場合には、排出者責任が強化されてきた経過等を踏まえ、行為者及び処理業者に加え、排出者についても厳正に対処します。【共】

### **【施策3】 廃棄物の不適正処理の防止**

(趣旨) 市町等、県民、民間事業者等と連携し、実効的に廃棄物の不適正処理の防止を図っていく必要があります。

#### **【具体的な取組】**

- ① 不法投棄 110 番、民間事業者との不法投棄情報の提供に関する協定の締結等の活用により、市町等、県民、民間事業者等と連携し、不適正処理を早期に発見することで、実効的な不適正処理対策の推進を図ります。【共】
- ② 高度経済成長期に建設された建築物等の老朽化等に伴い大量に発生することが想定される建設系廃棄物等について、建築物等の解体工事現場における立入検査等を行います。【産】

### **【施策4】 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備**

(趣旨) 東日本大震災、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る必要があります。

#### **【具体的な取組】**

- ① 市町等において、災害廃棄物の発生見込量を把握し、その処理体制を整備することができるよう支援します。【一】
- ② 平時から市町等、処理業者等と連携し、非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅

速に処理することができるよう、共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行います。【共】

- ③ 市町等及び関係団体との間で締結した災害廃棄物等の処理の応援体制に関する協定が非常災害時において実効的に機能するよう、定期的に訓練、当該協定の内容の確認等を行います。【共】
- ④ 非常災害時における県域を越えた相互応援体制の構築に向けて、関係都県、国等と共に検討を行います。【共】

#### **【施策5】 有害な物質を含む廃棄物等の確実な処理**

(趣旨) PCB、石綿、水銀等の有害な物質を含む廃棄物等については、安全性に留意した上で、確実な処理を図る必要があります。

##### **【具体的な取組】**

- ① 関係機関と連携し、県内のPCB廃棄物を網羅的に把握するとともに、「栃木県PCB廃棄物処理計画」に基づく処理期間(39年3月まで)内に県内のPCB廃棄物を確実に処理します。【産】
- ② 建築物等の老朽化、災害の発生等に伴い石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市町等、処理業者、解体業者等に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等の周知を図るとともに、県土整備部等の関係機関と連携し、建築物等の解体工事現場における立入検査等を行います。【産】
- ③ 水銀に関する水俣条約の採択による関係法令の改正状況及び国が策定する水銀廃棄物対策に係るガイドライン等の内容を踏まえ、水銀廃棄物の処理体制の整備を図ります。【共】
- ④ 感染性廃棄物の確実な処理を図るため、市町等、処理業者、医療機関等に対し、「感染性廃棄物処理マニュアル」の周知を図ります。【共】
- ⑤ 今後想定される太陽光パネルの大量廃棄を見据え、国における太陽光パネルの処理に関するガイドラインの策定状況等を注視しつつ、必要となる処理体制の確保等について検討を行います。【共】

#### **【施策6】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進**

(趣旨) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質に汚染された廃棄物については、その処理の促進に向けた取組を継続することが重要です。

##### **【具体的な取組】**

- ① 放射性セシウムの濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物については、市町等、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行い、円滑な処理の促進を図ります。  
【共】
- ② 国が処理することとされている放射性セシウムの濃度が8,000ベクレル/kg超の廃棄物については、早期の処理を図るため、県民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行います。【共】

### <テーマ3> 廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成する

日常生活を営み、事業活動を行う限り、廃棄物は必ず発生し、処理施設は、その処理のために必要であり、また、災害時には、災害廃棄物等の処理、周辺施設への熱供給又は電力供給等により、地域の復旧に貢献することも期待されます。

しかし、本県では、リサイクルのための各種処理施設は、必ずしも十分に整備が進んでいるとはいえ、最終処分場についても、一般廃棄物では、県内の半数の市町が保有しておらず、産業廃棄物では、安定型最終処分場は整備が進まず、残余容量が減少し、管理型最終処分場は県内に一つも設置されていない状況であり、今後、必要な処理施設の確保を図っていく必要があります。

そのためには、県民等の理解促進が必要であり、これまで、県では、処理施設の見学等、処理施設に対する理解促進を図るための事業を実施してきましたが、依然として処理施設に対する迷惑施設のイメージは払拭しきれていないのが実態です。

こうしたことを受け、今後は、平時及び災害時における処理施設の必要性について県民等の理解促進を図るとともに、優良な処理業者の育成を図りつつ、処理業者に対する県民等の理解促進も図っていくことが必要です。また、処理施設の周辺地域等の振興策についても併せて検討を行い、受益者負担等の観点も考慮した上で、処理施設の整備について地元住民の理解が得られるような仕組みを構築することが重要となってきます。

その上で、今後更なる人口減少及び高齢化の進行が想定される中、近年市場規模、雇用規模等が拡大している廃棄物・リサイクル産業については、地域経済の活性化、企業誘致の促進等の効果も期待できることを踏まえ、処理施設の更なる安全性の確保を図りつつ、規制緩和等による処理施設の立地促進等に取り組むことで、その育成を図っていくことが重要です。

#### (1) 処理施設の必要性等について理解する

##### **【施策】 処理施設の必要性等についての県民等の理解促進**

(趣旨) 処理施設は、日常生活及び事業活動に伴い発生する廃棄物の処理の観点に加え、災害時における復旧の拠点としても必要であること、さらには、廃棄物・リサイクル産業の市場規模等が近年拡大していること等を踏まえ、処理施設の整備が地域経済の活性化、企業立地の促進等につながることを期待できることについて、県民及び市町等の理解促進を図る必要があります。

また、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の増加、処理業者に対する監督処分件数の減少等の現状を踏まえ、優良な処理業者の更なる育成を図りつつ、処理業者に対する県民及び市町等の理解促進を図ることも重要となってきます。

##### **〔具体的な取組〕**

- ① 処理施設の見学バスツアーの実施、県内小中学校における処理施設等に関する出前授業の実施、処理施設の周辺地域における地下水の分析結果の公開等を通じて、処理施設の必要性等について、県民等の理解促進を図ります。【共】
- ② 研修会の開催等により、民間の処理施設の整備及びその活用が、処理が困難な一般廃棄物の処理及び災害時における災害廃棄物等の処理の観点だけでなく、地域経済の活性化

等の観点からも有益であることについて、市町等の理解促進を図ります。【共】

- ③ 市町等及び処理業者に対し、処理施設及びその維持管理の状況等の積極的な公開等に取り組むよう、働きかけを行います。【共】
- ④ 処理施設が設置される市町及びその住民の要望を踏まえ、処理施設の周辺地域等において公益的な施設の整備等を進め、地域の振興を図ります。【産】
- ⑤ 優良産廃処理業者認定制度等について普及啓発等を行うとともに、ホームページ等において優良認定を受けた産業廃棄物処理業者を公開することで、処理業者に対する県民、市町等、民間事業者等の理解促進を図ります。【共】
- ⑥ 研修会の開催等による電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度等に関する普及啓発、ホームページ等における優良認定を受けた産業廃棄物処理業者等の公開等を行い、排出事業者が優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しやすい環境を整備し、産業廃棄物処理業者による優良産廃処理業者認定制度の利用促進を図ります。【産】

## コラム15 「産業廃棄物」とは？

「産業廃棄物」と聞いて、皆さんはどのような物を想像しますか。

廃棄物処理法では、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち一定の物が「産業廃棄物」、産業廃棄物以外の廃棄物が「一般廃棄物」ということになっていますが、具体的に「産業廃棄物」に該当するものとしては、

- ・工場で製造中に破損したコーヒーカップ
- ・パンの製造工場で不要となったパンの屑
- ・パソコンの製造工程から出される型抜き後のプラスチック
- ・個人住宅の解体工事から出された廃材
- ・インフルエンザの予防接種で使用した注射針

等があります。

「産業廃棄物」と聞くと、何か皆さんの生活とは全く関係のない物というイメージがあるかもしれませんが、多くは皆さんの日常生活から出される廃棄物と同じような物であったり、皆さんが日常生活を送る上で必要な事業活動から出される廃棄物であったり、皆さんの生活とは切っても切り離せないものなのです。



## (2) 各種処理施設の整備を促進する

### 【施策1】再生利用のための処理施設の整備促進

(趣旨) 再生利用の取組の促進に当たっては、技術開発、再生品の需要等の状況に加え、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出抑制、最終処分量の削減等の効果も考慮し、処理施設の整備を促進していく必要があります。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 県内の製造業者等から排出される廃棄物の性状、県内の処理施設において再生利用が可能な品目、再生品の需要等を分析し、需要と供給のマッチングを図ることで、再生利用のための処理施設の整備を促進します。【共】
- ② 既に具体的な循環ルートが法定されている容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル

法等に基づくリサイクル制度については、研修会の開催等を通じて、市町等に対し、必要となるストックヤード等の確保を図ります。【一】

- ③ 既存の融資制度の活用等による民間による再生利用のための処理施設の整備促進について検討を行います。【共】

### **【施策2】焼却施設における熱回収設備の導入等の促進**

(趣旨) 周辺施設への熱供給又は電力供給を念頭に、焼却施設における熱回収設備の導入及び高度化を促進する必要があります。

#### **【具体的な取組】**

- ① 市町等に対し、平時及び災害時における周辺施設への熱供給又は電力供給の重要性に関する普及啓発、先進的な取組事例の紹介等を行い、焼却施設の高度化等を図ります。【一】
- ② 処理業者に対し、熱回収の重要性に関する普及啓発、具体的な取組事例の紹介等を行い、焼却施設の設置、改修等を行う場合には、処理能力に応じた熱回収設備の導入及び高度化を働きかけます。【共】
- ③ 既存の融資制度の活用等による民間の焼却施設への熱回収設備の導入及び高度化の促進について検討を行います。【共】

### **【施策3】市町等における一般廃棄物処理施設の継続的かつ安定的な確保**

(趣旨) 一般廃棄物の処理に関する市町等の統括的な責任を踏まえ、市町等では、最終処分場をはじめとした一般廃棄物処理施設の継続的かつ安定的な確保を図る必要があります。

#### **【具体的な取組】**

- ① 県内の半数の市町が最終処分場を保有していない現状を踏まえ、平時及び災害時において一般廃棄物を継続的かつ安定的に処理することの必要性を市町等に改めて認識してもらった上で、県外の民間最終処分場への依存度を全国平均(25年度末現在で10.1%)並みに低下させることを見据え、市町等と共に、それぞれの実情に応じた最終処分場の整備手法について検討を行います。【一】
- ② 市町等が保有する最終処分場及び近県における民間最終処分場の残余容量が減少していることから、最終処分場の新たな整備等により必要容量の確保を図りつつ、処理コスト、溶融スラグ等の需要等を踏まえ、市町等と共に、廃棄物又はその焼却後に残った灰等の溶融スラグ化等による最終処分量の削減について検討を行います。【一】
- ③ 市町等の処理施設の広域的整備を促進するため、他の地域における具体的な取組事例の紹介等を行うとともに、必要に応じて、市町等の間で、広域的整備の枠組みの見直し等の調整を行います。【一】
- ④ 市町等の処理施設について、研修会の開催等を通じて、処理施設の建設から解体に至るまでのコスト(ライフサイクルコスト)の低減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理による長寿命化の促進を図ります。【一】

#### **【施策4】産業廃棄物最終処分場における必要容量の確保**

(趣旨) 県内における安定型最終処分場の残余容量の減少、管理型最終処分場の未整備等の現状を踏まえ、産業廃棄物最終処分場において必要となる容量を確保する必要があります。

##### **【具体的な取組】**

- ① 安定型最終処分場について、県北地域に施設が集中している現状に留意しつつ、必要容量の確保を図ります。【産】
- ② 管理型最終処分場について、県営馬頭最終処分場の整備を着実に進めるとともに、民間による施設整備の状況を踏まえ、公共関与による新たな施設整備について検討を行います。【産】
- ③ 第3セクター、協同組合等の公共的な団体による施設整備について、建設資金の借入れに対する損失補償の活用等により支援を行います。【産】

#### **【施策5】処理施設における非常災害対策の強化**

(趣旨) 非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するためには、処理施設における災害対策を強化する必要があります。

##### **【具体的な取組】**

- ① 市町等に対し、処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等に関する先進的な取組事例の紹介等を行うとともに、市町等と共に、災害廃棄物の発生見込量等に応じて、民間の処理施設の活用可能性等について検討を行います。【一】
- ② 民間の処理施設について、耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図るための方策について検討を行います。【共】

### **(3) 廃棄物・リサイクル産業を育成する**

#### **【施策】リサイクル施設の立地促進**

(趣旨) 今後更なる人口減少及び高齢化の進行が想定される中、廃棄物・リサイクル産業については、近年市場規模、雇用規模等が拡大しており、地域経済の活性化、企業誘致の促進等の効果も期待できることを踏まえ、リサイクル施設の立地促進等を通じて、廃棄物・リサイクル産業の育成を図ります。

##### **【具体的な取組】**

- ① 優良な処理業者によるリサイクル施設について、県内の産業団地等への立地促進を図ります。【共】
- ② リサイクル施設の更なる安全性を図りつつ、リサイクル施設の立地に係る規制緩和等の立地促進策について検討を行います。【共】
- ③ 「とちの環エコ製品」の需要の拡大及び認定件数の増加を通じて、廃棄物・リサイクル産業の育成を図ります。【共】